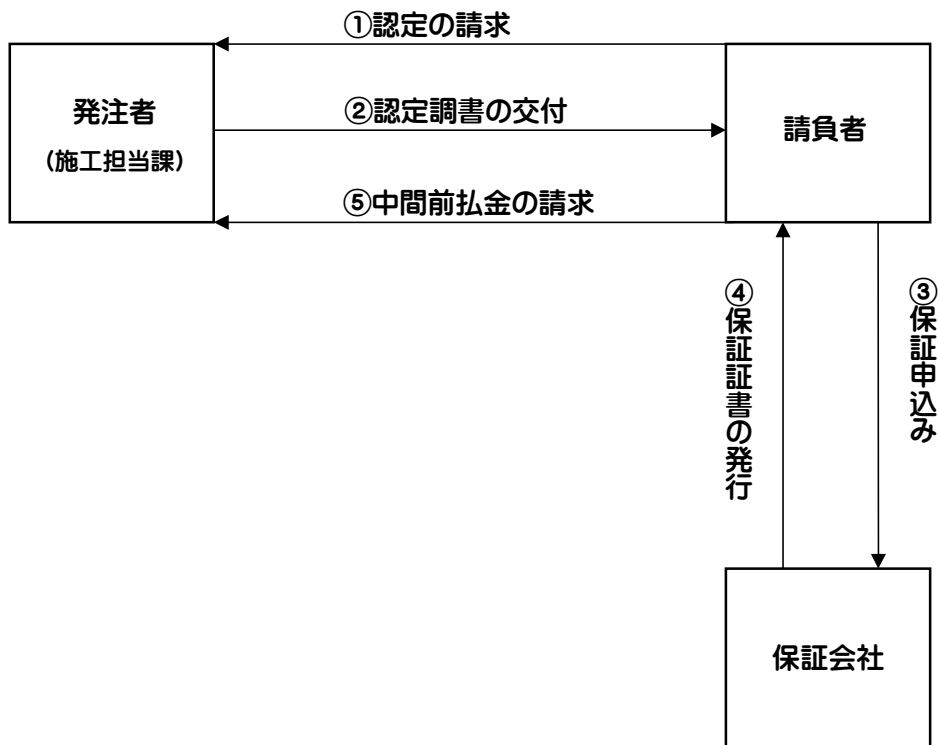


## 中間前払金の手続き

対象工事	土木、建築に関する工事で、部分払いを適用していない工事
対象の範囲	請負金額500万円以上の工事
割合	請負金額の20%以内（ただし、中間前払金を支出した後の前払い金の合計額は請負金額の60%以内）
認定の方法	工期の2分の1を経過し、かつ出来高が50%以上あることを毎月の「実施工程表」により確認し認定。認定後事業担当課において「認定調書」を発行。

<中間前払金保証に係る手続きの流れ>



- ※ ①の認定請求は別紙の「認定請求書」で行います。
- ②認定調書の交付は、毎月の「実施工程表」をもって中間前払いの請求時に
- (1) 工期の2分の1を経過していること
  - (2) 請求時に当然実施すべき工程が終了していること
  - (3) 進捗額が請求金額の2分の1以上の額に相当していること
- 以上3点を確認し、伺いに実施工程表を添付して起案します。決裁後、認定として「認定調書」を発行します。